

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

令和6年4月1日
和気町地域包括支援センター

和気町地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための本指針を定める。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

介護予防支援事業において、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

2 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止につとめる。

次に掲げる事項を状況に応じて実施する。

- (1) リモートワーク等の活用
- (2) 訪問・面談とサービス担当者会議は、状況によりオンラインで実施する
- (3) 事務所の換気をする
- (4) 事業所内に飛沫防止の対策を実施する
- (5) マスク着用する
- (6) 訪問時は利用者・家族に見えるよう手指消毒する
- (7) 訪問先が不衛生・劣悪な住環境や感染リスクが高い場合は、シューズカバーやスリッパ着用、プラスチックグローブ着用、フェイスシールド着用する
- (8) 密閉・密集・密接しない

3 発生時の対応

- (1) 当事業所内で感染症が発生した場合は、和気町地域包括支援センター感染症対策委員会が中心となり、発生状況の把握、医療機関や保健所、サービス事業所への連絡対応を行う。
- (2) 報告が義務付けられているものについては、速やかに関係機関へ報告する。
- (3) 必要時、関係機関と情報共有や連携して、まん延しないようにする。
- (4) 関係機関へ情報配信する場合や和気町地域包括支援センターとして公表する場合は、個人情報に十分配慮する。

4 和気町地域包括支援センター感染症対策委員会に関する事項

感染症の予防及びまん延の防止のための措置で示された事項に基づき、当事業所における感染症の予防及びまん延の防止に関し、和気町地域包括支援センター感染症対策委員会（以下「委員会」という。）に委員長を地域包括支援センター長、委員を保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、介護予防プランナーとして設置し、協議方針等を定め、委員会（年1回以上）を開催し円滑な協議、運営を図ることを目的とする。

5 感染症の予防及びまん延の防止のための研修に関する事項

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な研修（年 1 回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施する。また、研修の実施内容についても記録する。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じて行う。

6 閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。